

## ロゴマーク使用規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下「本会」という）のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （使用者）

第2条 ロゴマークを使用できる者は、本会の会員（正会員、賛助会員、名誉会員）とする。ただし、ロゴマークを広報活動に使用する場合は、会長が適当と認める者はロゴマークを使用することができる。

### （使用申請）

第3条 ロゴマークを使用する者は事前に事業担当役員に報告し、担当役員より理事会の審議事項として提出する。担当役員が不明確な場合は、事務局長を通して理事会の審議事項として提出する。担当役員は審議事項に以下の項目を記載することとする。

- （1）ロゴマークを使用する目的
- （2）ロゴマークを使用する方法
- （3）ロゴマークを使用する期間

### （使用許可）

第4条 本会は提出された理事会審議事項を審査し、承認されれば使用することができる。

### （使用料金）

第5条 無料とする。

### （使用方法）

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- （1）ロゴマークを拡大・縮小することは可能とするが、形状・色彩等の変更は認めない。
- （2）単色で使用する場合は、理事会申請の際に色を報告し、承認を得ることとする。
- （3）使用承認が得られた場合は、事務局よりデータを貸出する。使用後は必ずデータを事務局に返却する。
- （4）ロゴマークのデータのコピーを行う事、及び第三者へのデータの提供を禁止す

る。

(5) その他、ロゴマーク使用条件を付された場合は、その条件を厳守しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第7条 使用許可時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合、本規程に背く使用の実態が明らかになった場合等については、ロゴマークの使用許可を取り消す。また、必要な場合には使用物件の回収を求める等の厳重な措置を行う。

(ロゴマークに関わる権利)

第8条 ロゴマークに関わる一切の権利は本会に帰属する。

附則

1. この規程は、平成 30 年年 6 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行日までのロゴマークの使用は、この規程により使用されていたものとみなす。